

改 正 案

現 行 告 示

建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数值を定める件

建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数值を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第四項表一(八)項の規定に基づき、同表(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数值をそれぞれ次のように定める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十六条第四項表一(八)項の規定に基づき、同表(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数值をそれぞれ次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。

一〜四 (略)

一〜四 (略)

五 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ(JISA五五〇八一〜二〇〇五(くぎ)に定めるN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)

五 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。)を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割

(イ)並びに柱及び間柱並びにはり、けたその他の横架材の片面に、別表第三(イ)欄に掲げる材料を同表(3)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組

五 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。)を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割

六 厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の

部分に設けたものに限る。)を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割

部分に設けたものに限る。)を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ(JISA五五〇八一―二〇〇五(くぎ))に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹(柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。)又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹(土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。)を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他のこれらに類するもので締め付け、荒壁土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)を別表第四(イ)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚(柱の外側にある部分の厚さを除く。)を同表(3)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

七 別表第五(イ)欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。)を、同表(3)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限る。)を設けた軸組

竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ(JISA五五〇八一―九九二(鉄丸くぎ))に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹(柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。)又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹(土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。)を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他のこれらに類するもので締め付け、荒壁土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)を別表第三(イ)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚(柱の外側にある部分の厚さを除く。)を同表(3)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

六 別表第四(イ)欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。)を、同表(3)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によって柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限る。)を設けた軸組

七 (略)

八 (略)

九 別表第六(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十 別表第七(イ)欄、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十一 別表第八(イ)欄、(ロ)欄、(ハ)欄及び(ニ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十二 (略)

第二 倍率の数值は、次の各号に定めるものとする。

一〜四 (略)

五 第一第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三(ハ)欄に掲げる数值

六 第一第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第四(ハ)欄に掲げる数值

七 第一第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第五(ハ)欄に掲げる数值

八 第一第八号に定める軸組にあつては、〇・六

九 第一第九号から第十一号に定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第八号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和(当該数値の和が五を超える場合は五)

十 第一第十二号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

別表第一
(イ)
(ロ)
(ハ)

八 別表第五(イ)欄及び(ロ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

九 別表第六(イ)欄、(ロ)欄及び(ハ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十 別表第七(イ)欄、(ロ)欄、(ハ)欄及び(ニ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十一 (略)

第二 倍率の数值は、次の各号に定めるものとする。

一〜四 (略)

五 第一第五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三(ハ)欄に掲げる数值

六 第一第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第四(ハ)欄に掲げる数值

七 第一第七号に定める軸組にあつては、〇・六

八 第一第八号から第十号に定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第七号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和(当該数値の和が五を超える場合は五)

九 第一第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

別表第一
(イ)
(ロ)
(ハ)

(-)		材 料	くぎ打ちの方法	倍率
<p>(-) 構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和五十一年農林省告示第八百九十四号)に規定するもの(屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁(以下「屋外壁等」という。)に用いる場合は特類に限る。))で、厚さが五ミリメートル(屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル)以上のものに限る。</p>				
		N五〇		十五センチメートル以下

(-)		材 料	くぎ打ちの方法	倍率
<p>(-) 構造用合板(構造用合板の日本農林規格(昭和五十一年農林省告示第八百九十四号)に規定するもの(屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁(以下「屋外壁等」という。)に用いる場合は特類に限る。))で、厚さが五ミリメートル(屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル)以上のものに限る。</p>				
		N五〇		十五センチメートル以下

(三)	(二)
<p>ハードボード (JIS A 五九〇七―一九七七 (硬質繊維板) に定める四五〇又は三五〇で厚さが五ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>パーティクルボード (JIS A 五九〇八―一九九四 (パーティクルボード) に適合するもの (曲げ強さによる区分が八タイプのもものを除く。)) で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。又は構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格 (昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号) に規定するものに限る。)</p>
二	

(三)	(二)
<p>ハードボード (JIS A 五九〇七―一九七七 (硬質繊維板) に定める四五〇又は三五〇で厚さが五ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>パーティクルボード (JIS A 五九〇八―一九九四 (パーティクルボード) に適合するもの (曲げ強さによる区分が八タイプのもものを除く。)) で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。又は構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格 (昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号) に規定するものに限る。)</p>
二	

(六)	(五)	(四)
パルプセメント板 (J ISA 五四一四一九 八八 (パルプセメント 板) に適合するもので 厚さが八ミリメートル 以上のものに限る。)	炭酸マグネシウム板 (J ISA 六七〇一一一 九八三 (炭酸マグネシ ウム板) に適合するも ので厚さ十二ミリメー トル以上のものに限る)。	硬質木片セメント板 (J ISA 五四一七一 九八五 (木片セメント 板) に定める〇・九C で厚さが十二ミリメー トル以上のものに限る)。
GFN 四〇 又は GNC 四〇		
一・五		

(六)	(五)	(四)
パルプセメント板 (J ISA 五四一四一九 八八 (パルプセメント 板) に適合するもので 厚さが八ミリメートル 以上のものに限る。)	炭酸マグネシウム板 (J ISA 六七〇一一一 九八三 (炭酸マグネシ ウム板) に適合するも ので厚さ十二ミリメー トル以上のものに限る)。	硬質木片セメント板 (J ISA 五四一七一 九八五 (木片セメント 板) に定める〇・九C で厚さが十二ミリメー トル以上のものに限る)。
GFN 四〇 又は GNC 四〇		
一・五		

(八)	(七)
構造用せつこうボード B種 (JISA六九〇 一一二〇〇五 (せつこ うボード製品) に定め る構造用せつこうボ ードB種で厚さが十二ミ リメートル以上のもの に限る。)	構造用せつこうボード A種 (JISA六九〇 一一二〇〇五 (せつこ うボード製品) に定め る構造用せつこうボ ードA種で厚さが十二ミ リメートル以上のもの に限る。)
一・二	一・七

(七)
せつこうボード (JISA六九〇一一九八 三 (せつこうボード) に適合するもので厚さ が十二ミリメートル以 上のものに限る。) (屋 外壁等以外に用いる 場合に限る。)
一・〇

(十)	(九)
<p>シーリングボード（JISA五九〇五―一九七九（軟質繊維板）に定めるシーリングインシユレーションボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）</p>	<p>せつこうボード（JISA六九〇一―二〇〇五（せつこうボード製品）に定めるせつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は強化せつこうボード（JISA六九〇一―二〇〇五（せつこうボード製品）に定める強化せつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）</p>
<p>SN四〇</p>	
<p>一枚の壁材につき外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	
<p>—</p>	<p>〇・九</p>

(八)	
<p>シーリングボード（JISA五九〇五―一九七九（軟質繊維板）に定めるシーリングインシユレーションボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）</p>	
<p>SN四〇</p>	
<p>一枚の壁材につき外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	
<p>—</p>	

材料		(い)		別表第二	
種類	くぎの	くぎ打ちの方法	(ろ)	第一号に	(は)
間隔	くぎの				
率	係る倍	軸組に	定める	第三号に	第一号に
率	係る倍	軸組に	定める	第四号に	第一号に

二 (略)		(ハ)	
一 この表において、N三八、N五〇、GNF四〇、GNCC四〇及びSN四〇は、それぞれJISA五五〇八一〜二〇〇五(くぎ)に定めるN三八、N五〇、GNF四〇、GNCC四〇、SN四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。		ラスシート(JISA五五二一 四一九七七(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス)) に定めるもののうち角波亜鉛鉄板の厚さが〇・四ミリメートル以上、メタルラスの厚さが〇・六ミリメートル以上のものに限る。)	
		N三八	
		十五センチメートル以下	

材料		(い)		別表第二	
種類	くぎの	くぎ打ちの方法	(ろ)	第一号に	(は)
間隔	くぎの				
率	係る倍	軸組に	定める	第三号に	第一号に
率	係る倍	軸組に	定める	第四号に	第一号に

二 (略)		(九)	
一 この表において、N三八及びN五〇は、それぞれJISA五五〇八一〜一九七五(鉄丸くぎ)に定めるN三八及びN五〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、GNF四〇及びGNCC四〇は、それぞれJISA五五二一〜一九八八(せつこうボード用くぎ)に定めるGNF四〇及びGNCC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、SN四〇は、JISA五五三一一〜一九七七(シーシングインシュレーションファイバーボード用くぎ)に定めるSN四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。		ラスシート(JISA五五二一 四一九七七(ラスシート(角波亜鉛鉄板ラス)) に定めるもののうち角波亜鉛鉄板の厚さが〇・四ミリメートル以上、メタルラスの厚さが〇・六ミリメートル以上のものに限る。)	
		N三八	
		十五センチメートル以下	

(二)	(一)											
<p>パーティクルボード（JISA五九〇八一―九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のもに限り。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）</p>	<p>構造用合板（構造用合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが七・五ミリメートル以上のもに限り。）</p>											
	N五〇											
	<table border="1"> <tr> <td>十五</td> <td>七</td> <td>シ</td> <td>メ</td> <td>ン</td> <td>チ</td> <td>メ</td> <td>リ</td> <td>ト</td> <td>ル</td> <td>以下</td> </tr> </table>	十五	七	シ	メ	ン	チ	メ	リ	ト	ル	以下
十五	七	シ	メ	ン	チ	メ	リ	ト	ル	以下		
	二・五											
	一・五											

(二)	(一)											
<p>パーティクルボード（JISA五九〇八一―九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のもに限り。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）</p>	<p>構造用合板（構造用合板の日本農林規格に適合するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが七・五ミリメートル以上のもに限り。）</p>											
	N五〇											
	<table border="1"> <tr> <td>十五</td> <td>七</td> <td>シ</td> <td>メ</td> <td>ン</td> <td>チ</td> <td>メ</td> <td>リ</td> <td>ト</td> <td>ル</td> <td>以下</td> </tr> </table>	十五	七	シ	メ	ン	チ	メ	リ	ト	ル	以下
十五	七	シ	メ	ン	チ	メ	リ	ト	ル	以下		
	二・五											
	一・五											

(五)	(四)	(三)
構造用せっこうボード B種 (JISA六九〇 一一二〇〇五) (せっこ うボード製品) に定め る構造用せっこうボー ドB種で厚さが十二ミ リメートル以上のもの に限る。()	構造用せっこうボー ドA種で厚さが十二ミ リメートル以上のもの に限る。()	せっこうラスボード (JISA六九〇六一 九八三 (せっこうラス ボード) に適合するも ので厚さが九ミリメー トル以上のものに限る)。
場合はG NF三二 又はGN C三二	第一第三 号による 場合はG NF四〇 又はGN C四〇、 第一第四 号による	
一・三	一・五	一・五
〇・七	〇・八	一・〇

(四)	(三)
屋外壁等以外に用いる 場合に限る。()	せっこうラスボード (JISA六九〇六一 九八三 (せっこうラス ボード) に適合するも ので厚さが九ミリメー トル以上のものに限る)。
第一第四 号による 場合はG NF三二 又はGN C三二	第一第三 号による 場合はG NF四〇 又はGN C四〇、 第一第四 号による
一・〇	一・五
〇・五	一・〇

別表第三		
材料	(い)	
くぎ打ちの方法	(ろ)	
倍率	(は)	
<p>(六)</p> <p>一 この表において、N三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇及びS N四〇は、それぞれJISA五五〇八一―二〇〇五(くぎ)に定めるN 三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇、SN四〇又はこれらと同等 以上の品質を有するくぎをいう。</p>		
<p>二 (略)</p>		
<p>せつこうボード (JISA六九〇一―二〇〇五) (せつこうボード製 品) に定めるせつこう ボードで厚さが十二ミ リメートル以上のもの に限る。) 又は強化せ つこうボード (JISA六九〇一―二〇〇五 (せつこうボード製品) に定める強化せつこ うボードで厚さが十二 ミリメートル以上のも のに限る。)</p>		
<p>一・〇</p> <p>〇・五</p>		

<p>一 この表において、N五〇は、JISA五五〇八一―一九七五(鉄丸 くぎ)に定めるN五〇又はこれと同等以上の品質を有するくぎを、 GNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれ JISA五五二―一九八八(せつこうボード用くぎ)に定めるG NF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同 等以上の品質を有するくぎをいう。</p>		
<p>二 (略)</p>		

<p>(二)</p> <p>構造用せっこうボード B種 (JISA六九〇 一一二〇〇五) (せっこう ボード製品) に定め る構造用せっこうボー ドB種で厚さが十二ミ リメートル以上のもの に限る。)</p>	<p>(一)</p> <p>構造用せっこうボード A種 (JISA六九〇 一一二〇〇五) (せっこう ボード製品) に定め る構造用せっこうボー ドA種で厚さが十二ミ リメートル以上のもの に限る。)</p>		<p>くぎの種類</p> <p>G F N 四〇 又は G N C 四〇</p>		<p>くぎの間隔</p> <p>十五センチ メートル以 下</p>	<p>一・〇</p>	<p>一・六</p>
--	--	--	--	--	---	------------	------------

	(い)		(ろ)	<p>(三) せっこうボード (JIS A 六九〇一—二〇〇五) (せっこうボード製品) に定めるせっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。) 又は強化せっこうボード (JIS A 六九〇一—二〇〇五) (せっこうボード製品) に定める強化せっこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)</p> <p>この表において、GNF 四〇及びGNCC 四〇は、それぞれJIS A 五五〇八—二〇〇五 (くぎ) に定めるGNF 四〇及びGNCC 四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p>	〇・九
別表第六					
別表第五	(表略)				
別表第四	(表略)				

別表第五		(ろ)
別表第四	(表略)	
別表第三	(表略)	
別表第二	(表略)	

(一) 第一第一号から第五号 までに掲げる壁のうち 一	第一第一号から第五号まで若しくは第八号に掲げる壁若しくは令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
(二) 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。) 又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一
(三) 第一第八号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。) に掲げる壁又は筋かいのうち一

別表第七

(一) 第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	(い) 第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	(ろ) 令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁	(は) 令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
(二) 第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)	第一第八号に掲げる壁	

(一) 第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち 一	第一第一号から第四号まで若しくは第七号に掲げる壁若しくは令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
(二) 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。) 又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第五号又は第六号に掲げる壁のうち一
(三) 第一第七号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。) に掲げる壁又は筋かいのうち一

別表第六

(一) 第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	(い) 第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	(ろ) 令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁	(は) 令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
(二) 第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)	第一第七号に掲げる壁	

(三)	(四)	(五)
第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)(又は(二)項に掲げる壁のうち一
第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)(のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)(又は(二)項に掲げる壁のうち一
第一第八号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)(に掲げる筋かいのうち一

別表第八

(三)	(四)	(五)
第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)(又は(二)項に掲げる壁のうち一
第一第一号から第四号までに掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)(のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)(又は(二)項に掲げる壁のうち一
第一第七号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第五号又は第六号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)(に掲げる筋かいのうち一

別表第七

第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	(い)
第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一	(ろ)
第一第八号に掲げる壁	(は)
令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。に掲げる筋かいのうち一	(に)

第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	(い)
第一第五号又は第六号に掲げる壁のうち一	(ろ)
第一第七号に掲げる壁	(は)
令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項までに若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。に掲げる筋かいのうち一	(に)

○国土交通省告示第〇〇〇号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第十三条の二第三号口及び第四号口の国土交通大臣の指定する基準を定める告示を廃止する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

建築基準法施行令第十三条の二第三号口及び第四号口の国土交通大臣の指定する基準を定める件を廃止する件

昭和五十九年建設省告示第八百三十四号を廃止する。

改正案

木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項、第四十八条第一項第二号ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 令第八十二条各号及び令第八十二条の二に定めるところによること。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

現行告示

木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項、第四十八条第一項第二号ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 令第三章第八節第二款に規定する荷重及び外力によって建築物の構造耐力上主要な部分に生ずる力を計算すること。

二 前号の構造耐力上主要な部分の断面に生ずる長期及び短期の各応力度を令第八十二条第二号の表に掲げる式によって計算すること。

三 第一号の構造耐力上主要な部分ごとに、前号の規定によって計算した長期及び短期の各応力度が、それぞれ令第三章第八節第三款の規定による長期に生ずる力又は短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。

四 建築物の地上部分について、令第八十八条第一項に規定する地震力（以下この号において「地震力」という。）によって各階に生ずる水平方向の層間変位の当該各階の高さに対する割合が二百分の一（地震力による構造耐力上主要な部分の変形によって建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合にあつては、百二十分の一）以内であることを確かめること。

五 令第八十二条第四号に定める場合においては、構造耐力上主要な部分である構造部材の変形又は振動によって建築物の使用上の支障が起らないこと

(傍線部分は改正部分)

二 令第八十二条の六第二号ロに定めるところにより張り間方向及びびけた行方向の偏心率を計算し、それぞれ〇・一五を超えないことを確かめること。ただし、偏心率が〇・一五を超える方向について、次のイ又はロに該当する場合にはあつては、この限りでない。

イ 偏心率が〇・三以下であり、かつ、令第八十八条第一項に規定する地震力について標準層せん断力係数を〇・二に昭和五十五年建設省告示第千七百九十二号第七の表二の式によつて計算した F_e の数値を乗じて得た数値以上とする計算をして令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行つて安全性が確かめられた場合

ロ 令第八十二条の三の規定に適合する場合

を同号の国土交通大臣が定める方法により確かめること。

改正案

遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度
検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設
の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件

建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第四百四十四条第一項第
一号イからハまで、同条第二項において準用する第二百二十九条の四第一項第二号
及び第二項並びに第四百四十四条第六号の規定に基づき、遊戯施設の構造耐力上安
全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施
設強度検証法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法
を次のように定める。

第一 建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第四百四十四条第一項第一号イに
規定する構造耐力上安全な構造方法は、組積造、補強コンクリートブロック造
又は無筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の三から第三十九条まで
の規定によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。

一〜六 (略)

第二 令第四百四十四条第一号ロに規定する遊戯施設のうち高さが六十メートルを
超えるものの構造計算の基準は、平成十二年建設省告示第四百六十一号 (第
八号を除く。) に掲げる基準によることとする。この場合において、当該各号
中「建築物」とあるのは、「工作物」と読み替えるものとする。

第三 令第四百四十四条第一号ハ(1)に規定する遊戯施設のうち高さが六十メー
トル以下のものの構造計算の基準は、次のとおりとする。

現行告示

遊戯施設の構造耐力上安全な構造方法及び構造計算、遊戯施設強度
検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証法並びに遊戯施設
の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を定める件

建築基準法施行令 (昭和二十五年政令第三百三十八号) 第四百四十四条第一号イ
及びロ、同条第二号において準用する第二百二十九条の四第一項第二号及び第二項
並びに第四百四十四条第七号の規定に基づき、遊戯施設の構造耐力上安全な構造方
法及び構造計算、遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設、遊戯施設強度検証
法並びに遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法を次のよう
に定める。

第一 建築基準法施行令 (以下「令」という。) 第四百四十四条第一号イに規定す
る構造耐力上安全な構造方法は、組積造、補強コンクリートブロック造又は無
筋コンクリート造以外の構造で、令第三十六条の二から第三十九条までの規定
によるほか、次に掲げる基準に適合したものとする。

一〜六 (略)

第二 令第四百四十四条第一号ロに規定する構造計算の基準は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

2・3 (略)

第四 令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第一項第二号の遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設は、客席部分を鎖で吊る遊戯施設及び客席部分を支える主要な支持部分を主索又は鎖で吊る遊戯施設とする。

第五 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第二号に規定する a_1 の数値は、別表に掲げる遊戯施設について、その種類に応じて、それぞれ割増係数の欄に掲げる数値に二を乗じた数値とする。

二 令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第二号に規定する a_2 の数値は、非常止め装置が設けられたもので、かつ、その非常止め装置の作動による衝撃が主索又は鎖にかかる力を増す方向に働くものにあつては固定荷重と積載荷重による力にその衝撃を加えた数値を固定荷重と積載荷重の和で除した値とし、その他のものにあつては一・〇とする。

三 イに掲げる主索及びその端部についての令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第三号に規定する常時及び安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率（以下「安全率」という。）は、ロに定める数値とし、令第四百四十四条第二項において準用する第二百二十九条の四第二項第四号に規定する設置時及び使用時の限界安全率（以下「限界安全率」という。）は、ハに定める数値とする。

イハ (略)

四 (略)

第六 令第四百四十四条第六号に規定する当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

一〇六 (略)

2・3 (略)

第三 令第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第一項第二号の遊戯施設強度検証法の対象となる遊戯施設は、客席部分を鎖で吊る遊戯施設及び客席部分を支える主要な支持部分を主索又は鎖で吊る遊戯施設とする。

第四 遊戯施設強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 令第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第二項第二号に規定する a_1 の数値は、別表に掲げる遊戯施設について、その種類に応じて、それぞれ割増係数の欄に掲げる数値に二を乗じた数値とする。

二 令第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第二項第二号に規定する a_2 の数値は、非常止め装置が設けられたもので、かつ、その非常止め装置の作動による衝撃が主索又は鎖にかかる力を増す方向に働くものにあつては固定荷重と積載荷重による力にその衝撃を加えた数値を固定荷重と積載荷重の和で除した値とし、その他のものにあつては一・〇とする。

三 イに掲げる主索及びその端部についての令第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第二項第三号に規定する常時及び安全装置作動時の設置時及び使用時の安全率（以下「安全率」という。）は、ロに定める数値とし、第四百四十四条第二号において準用する第二百二十九条の四第二項第四号に規定する設置時及び使用時の限界安全率（以下「限界安全率」という。）は、ハに定める数値とする。

イハ (略)

四 (略)

第五 令第四百四十四条第七号に規定する当該遊戯施設の周囲の人の安全を確保することができる構造方法は、次のとおりとする。

一〇六 (略)

改正案

現行告示

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十七条の規定に基づき、建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本工業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を次のように定める。

第一 建築基準法(以下「法」という。)第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

第一 建築基準法(以下「法」という。)第三十七条の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である部分に使用する建築材料で同条第一号又は第二号のいずれかに該当すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一 二十 緊張材
- 二十一 緊張材
- 二十二 軽量気泡コンクリートパネル

第二 (略)

第二 (略)

第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。

第三 法第三十七条第二号の品質に関する技術的基準は、次のとおりとする。

一 六 (略)

一 六 (略)

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

2 前項の規定にかかわらず、製品の品質保証の確保及び国際取引の円滑化に資すると認められる場合は、次に定める基準によることができる。

一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Q9001(品質マネジメントシステム)要

一 製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、日本工業規格Z9902(品質システム)製造、据付け及

第一第二 十一号に 掲げる建 築材料	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)
第一第二 十二号に 掲げる建 築材料	(略)	(略)	(略)
第一第二 七	(略)	(略)	(略)
第一第二 七	(略)	(略)	(略)

別表第二

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

五 (建築構造用炭素鋼管) — 一九九六、JIS G四〇五一 (機械構造用炭素鋼鋼材) — 一九七九、JIS G四〇五三 (機械構造用合金鋼鋼材) — 二〇〇三、JIS G四三二一 (建築構造用ステンレス鋼材) — 二〇〇〇、JIS G五二〇一 (炭素鋼鋼品) — 一九九一、JIS G五二〇二 (溶接構造用鋼鋼品) — 一九九一、JIS G五二〇一 (構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋼品) — 一九九一又はJIS G五二〇一 (溶接構造用遠心力鋼管) — 一九九一

別表第二

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

四三二一 (建築構造用ステンレス鋼材) — 二〇〇〇、JIS G五二〇一 (炭素鋼鋼品) — 一九九一、JIS G五二〇二 (溶接構造用鋼鋼品) — 一九九一又はJIS G五二〇一 (溶接構造用遠心力鋼管) — 一九九一

第一第十 八号に掲 げる建築 材料	一・二 (略)	三 膜材料に あつては、 布目曲がり の基準値が 定められて いること。	四〇六 (略)	七 膜材料に あつては、 たて糸方向 及びよこ糸 方向の引張 クリーブに よる伸び率 の基準値が 定められて いること。
	一・二 (略)	三 布目曲がりの測定は、JIS L一〇九六 (一般織物試験方法) — 一九九九により当該 膜材料の三百ミリメートル以上の間隔をおい た五箇所以上について測定するか又は膜材料 の品質に応じてこれと同等以上に布目曲がり を測定できる方法によること。	四〇六 (略)	七 (略) イ (略) ロ (略) (1) (略) (2) 温度摂氏六十度(基布にガラス繊維を 用い、かつ、コーティング材に四ふつ化 エチレン樹脂、四ふつ化エチレンパーフ ルオロアルキルビニルエーテル共重合樹 脂又は四ふつ化エチレン—六ふつ化プロ ピレン共重合樹脂を用いる場合にあつて は、摂氏百五十度) 雰囲気内でたて糸方 向及びよこ糸方向の引張強さの基準値の 十分の一以上の荷重で六時間の載荷を行 うこと。

第一第十 八号に掲 げる建築 材料	一・二 (略)	三 膜材料に あつては、 布目曲がり の基準値が 定められて いること。	四〇六 (略)	七 膜材料に あつては、 たて糸方向 及びよこ糸 方向の引張 クリーブに よる伸び率 の基準値が 定められて いること。
	一・二 (略)	三 布目曲がりの測定は、JIS L一〇九六 (一般織物試験方法) — 一九九九により当該 膜材料等の三百ミリメートル以上の間隔をお いた五箇所以上について測定するか又は膜材 料等の品質に応じてこれと同等以上に布目曲 がりを測定できる方法によること。	四〇六 (略)	七 (略) イ (略) ロ (略) (1) (略) (2) 温度摂氏百五十度(基布にガラス繊維 を用いない場合にあつては、摂氏六十度) 雰囲気内でたて糸方向及びよこ糸方向 の引張強さの基準値の十分の一以上の荷 重で六時間の載荷を行うこと。

第一第二十一号に掲げる建築材料	(略)	八〇十 (略)	ハ・ニ (略)
	一 耐力又は〇・二パーセント永久伸びに対する荷重、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセーションの基準値が定められていること。	十一 (略)	八〇十 (略)
	(略)		
	一 引張試験方法及び各特性値の算定方法は、JIS G三五三六 (PC鋼線及びPC鋼より線) — 一九九九、JIS G三一〇九 (PC鋼棒) — 一九九四若しくはJIS G三一三七 (細径異形PC鋼棒) — 一九九四に定める方法によるか又はこれらと同等以上に耐力又は〇・二パーセント永久伸びに対する荷重、引張強さ又は引張荷重、伸び及びリラクセーションを測定できる方法によること。		

	(略)		
	(略)	八〇十 (略)	ハ・ニ (略)
	(略)		

二 棒鋼の場合
 は、P、S 及び Cu の化学成分の含有量の基準値が、単一鋼線又は鋼より線の場合、これらを含は、これらを含を構成する素線について C、Si、Mn、P、S 及び Cu の化学成分の含有量の基準値が定められていること。

二 次に掲げる方法によるか又はこれと同等以上に化学成分の含有量を測定できる方法によること。

イ 分析試験の一般事項及び分析試料の採取方法は、JIS G 30303 (鋼材の検査通則) 一〇〇〇によること。

ロ 各成分の分析は、次に掲げる定量方法及び分析方法のいずれかによること。

- (1) JIS G 2221 (鉄及び鋼—炭素定量方法) — 一九九五
- (2) JIS G 2222 (鉄及び鋼—けい素定量方法) — 一九九七
- (3) JIS G 2223 (鉄及び鋼中のマンガニ定量方法) — 一九八一
- (4) JIS G 2224 (鉄及び鋼—りん定量方法) — 一九九八
- (5) JIS G 2225 (鉄及び鋼—硫黄定量方法) — 一九九四
- (6) JIS G 2229 (鉄及び鋼—銅定量方法) — 一九九七
- (7) JIS G 2253 (鉄及び鋼—スパーク放電発光分光分析方法) — 一九九五
- (8) JIS G 2256 (鉄及び鋼—蛍光 X 線分析方法) — 一九九七
- (9) JIS G 2257 (鉄及び鋼—原子吸光分析方法) — 一九九四

<p>三 緊張材の形状、寸法及び公称断面面積の基準値(単一鋼線又は鋼より線にあつてはこれらに加え単位質量)が定められている。</p>	<p>三 次に掲げる方法によるか又はこれらと同等以上に緊張材の形状、寸法、公称断面面積及び単位質量を測定できる方法によること。</p> <p>イ 形状及び寸法の測定は次に掲げる方法によること。</p> <p>(1) 棒鋼及び単一鋼線の測定は、任意の箇所(任意の断面)における最大径と最小径を測定すること。</p> <p>(2) 鋼より線の測定は、任意の箇所(任意の断面)における最大径と最小径を測定すること。</p> <p>ロ 断面面積はイで測定した形状及び寸法(鋼より線にあつては、更に素線の断面面積)より算定すること。</p> <p>ハ 単位質量の測定は、次のいずれかの方法によること。</p> <p>(1) 断面面積に対して、密度を乗じて求めること。</p> <p>(2) 1メートル以上の供試材をまとめて計量した実測質量を全供試材の長さの総和で除した値を単位質量とすること。</p>
--	---

<p>第一第二 十二号に 掲げる建 築材料</p>	<p>一 軽量気泡 コンクリー トの原料、 補強材、防 錆材その他 の使用材料 が定められ ていること 。</p>	<p>四 構造耐力 上有害な欠 け、割れ、 錆及び附着 物がないこ と。</p>
<p>二 各部の形 状、寸法及 び寸法精度 の基準値が 定められて いること。</p>	<p>二 各部の寸法及び寸法精度の測定は、JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル） ―一九九七によるか又はこれと同等以上に (3)欄の基準値を測定できる方法によること。</p>	<p>四 目視によって行うこと。</p>

<p>三 圧縮強度及び密度の基準値が定められていること。</p>	<p>三 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）―一九九七の圧縮強度及び密度の試験方法によるか又はこれと同等以上に(3)欄の基準値を測定できる方法によること。</p>
<p>四 乾燥収縮率の基準値が定められていること。</p>	<p>四 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）―一九九七の乾燥収縮率の試験方法によるか又はこれと同等以上に(3)欄の基準値を測定できる方法によること。</p>
<p>五 曲げひび割れ荷重の下限値を加えたときのたわみの基準値が定められていること。</p>	<p>五 JIS A五四一六（軽量気泡コンクリートパネル）―一九九七の曲げ強さの試験方法によるか又はこれと同等以上に(3)欄の基準値を測定できる方法によること。</p>
<p>六 構造耐力上有害な亀裂、気泡のむら、欠け、反りその他の欠陥がないこと。</p>	<p>六 目視によって行うこと。</p>

別表第三（検査項目及び検査方法）

(い)	建築材料の区分	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	検査方法
(略)	(略)	(略)	(略)
第一第二十一号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等により行うこと。ただし、組成の検査は資材の受け入れ時に、資材の納品書、検査証明書又は試験証明書等の書類により行うこともよい。	一 別表第二(は)欄に規定する測定方法等により行うこと。
第一第二十二号に掲げる建築材料	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて		

別表第三（検査項目及び検査方法）

(い)	建築材料の区分	別表第二(ろ)欄に規定する品質基準のすべて	検査方法
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

改正案

現行告示

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を定める件

煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三百三十九条第一項第四号イ(同令第四百四十二条第二項、第四百四十一条第二項及び第四百四十三条第二項において準用する場合を含む。)及び第四百四十二条第一項第五号の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの安全性を確かめるための構造計算の基準を第一から第三までに定め、同令第三百三十九条第一項第三号(同令第四百四十一条第二項、第四百四十一条第二項及び第四百四十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、高さが六十メートルを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーターの構造計算の基準を第四に定める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号) 第三百三十九条第三項(同令第四百四十一条第二項、第四百四十二条及び第四百四十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、煙突、鉄筋コンクリート造の柱等、広告塔又は高架水槽等及び擁壁並びに乗用エレベーター又はエスカレーターの構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等(以下「煙突等」という。)の構造計算の基準は、次のとおりとする。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。) 第三百三十八条第一項第一号及び第二号に掲げる煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 煙突及び鉄筋コンクリート造の柱等(以下「煙突等」という。)の風圧力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

イ・ロ (略)

イ・ロ (略)

二 煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。ただし、煙突等の規模又は構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力

二 煙突等の地震力に関する構造計算は、次に定めるところによること。

を計算して構造耐力上安全であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。

イ (略)

ロ 煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることとを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。

(式 略)

第二 令第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第三号及び第四号に掲げる広告塔又は高架水槽等並びに同条第二項第一号に掲げる乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「広告塔等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 広告塔等の構造上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によつて計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定により特定行政庁が指定する多雪区域における場合
略	略	略	略
この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。			
G 広告塔等の固定荷重によつて生ずる力			

イ (略)

ロ 煙突等の地下部分は、地下部分に作用する地震力により生ずる力及び地上部分から伝えられる地震力により生ずる力に対して構造耐力上安全であることとを確かめること。この場合において、地下部分に作用する地震力は、煙突等の地下部分の固定荷重と積載荷重との和に次の式に適合する水平震度を乗じて計算するものとする。ただし、煙突等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。

(式 略)

第二 令第三百三十八条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号に掲げる広告塔又は高架水槽等及び乗用エレベーター又はエスカレーター（以下「工作物等」という。）の構造計算の基準は、次のとおりとする。

一 工作物等の構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力を、次の表に掲げる式によつて計算すること。

力の種類	荷重及び外力について想定する状態	一般の場合	令第八十六条第二項ただし書の規定によつて特定行政庁が指定する多雪区域における場合
略	略	略	略
この表において、G、P、S、W及びKは、それぞれ次の力（軸方向力、曲げモーメント、せん断力等をいう。）を表すものとする。			
G 工作物等の固定荷重によつて生ずる力			

P 広告塔等の積載荷重によって生ずる力

S 令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力

W 令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力（この場合において、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「広告塔等の地盤面からの高さ」と読み替えるものとする。）

K 地震力によって生ずる力（この場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、広告塔等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。）

(式 略)

二 前号の規定により計算した構造上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。

三 広告塔等の地下部分については、第一第二号口の基準を準用する。

第三 令第三百三十八条第一項に規定する工作物のうち同項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第七条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

一 宅地造成等規制法施行令第六条第一項各号のいずれかに該当するがけ面に設ける擁壁

二・三 (略)

四 宅地造成等規制法施行令第十四条の規定に基づき、同令第六条第一項第二号及び第七号から第十号までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

第四 煙突等及び広告塔等のうち高さが六十メートルを超えるものの構造計算の基

P 工作物等の積載荷重によって生ずる力

S 令第八十六条に規定する積雪荷重によって生ずる力

W 令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力（この場合において、「建築物の屋根の高さ」とあるのは、「工作物等の高さ」と読み替えるものとする。）

K 地震力によって生ずる力（この場合において、地震力は、次の式によって計算した数値とするものとする。ただし、工作物等の規模や構造形式に基づき振動特性を考慮し、実況に応じた地震力を計算できる場合においては、当該荷重とすることができる。）

(式 略)

二 前号の規定によって計算した構造耐力上主要な部分の各部分に生ずる力に対し、構造耐力上安全であることを確かめること。

三 工作物等の地下部分については、第一第二号口の基準を準用する。

第三 令第三百三十八条第一項第五号に掲げる擁壁の構造計算の基準は、宅地造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第七条に定めるとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

一 宅地造成等規制法施行令第五条第一項各号の一に該当するがけ面に設ける擁壁

二・三 (略)

四 宅地造成等規制法施行令第十五条の規定に基づき、同令第六条から第十号までの規定による擁壁と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める擁壁

準は、平成十二年建設省告示第千四百六十一号（第八号を除く。）に掲げる基準
によることとする。この場合において、当該各号中「建築物」とあるのは、「工
作物」と読み替えるものとする。

改正案

現行告示

建築基準法施行令第百三十六条の二の十一第一号口等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件

建築基準法施行令第百三十六条の二の九第一号口等の国土交通大臣の指定する構造方法を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第百三十六条の二の十一第一号口並びに第二号の表(二)の項から(四)の項まで及び(六)の項から(八)の項まで並びに同令第四百四十四条の二の表(三)の項の国土交通大臣の指定する構造方法を次のように定める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第百三十六条の二の九第一号口並びに第二号の表(二)の項及び(四)の項から(六)の項まで並びに同令第四百四十四条の二の表(三)の項の国土交通大臣の指定する構造方法を次のように定める。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)(第百三十六条の二の十一第一号口並びに第二号の表(二)の項から(四)の項まで及び(六)の項から(八)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)(第百三十六条の二の九第一号口並びに第二号の表(二)の項及び(四)の項から(六)の項までの国土交通大臣の指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。

- 一 令第八十条の二 昭和五十八年建設省告示第千三百二十号、平成十二年建設省告示第千九号、平成十三年国土交通省告示第千二百二十五号、平成十三年国土交通省告示第千二百六号、平成十三年国土交通省告示第千五百四十号、平成十三年国土交通省告示第千六百四十一号、平成十四年国土交通省告示第三百二十六号、平成十四年国土交通省告示第四百十号、平成十四年国土交通省告示第四百六十一号、平成十四年国土交通省告示第四百六十三号、平成十四年国土交通省告示第四百六十四号、平成十四年国土交通省告示第四百七十四号、平成十四年国土交通省告示第六百六十六号、平成十四年国土交通省告示第六百六十七号、平成十四年国土交通省告示第四百六十三号及び平成十九年国土交通省告示第〇〇号(軽量気泡コンクリートパネル)に定める構造方法

二 令第四百二十九条の二の四第二号 平成十二年建設省告示第千三百八十八号に定める構造方法

三 令第四百二十九条の二の五第二項第六号 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号に定める構造方法

四 令第四百二十九条の十三の三第十二項 平成十二年建設省告示第千四百二十八号に定める構造方法

第二 令第四百四十四条の二の表(三)の項の国土交通大臣が指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。

一 令第四百四十四条第一項第一号イ 平成十二年建設省告示第千四百十九号第一に定める構造方法

二 令第四百四十四条第一項第六号 平成十二年建設省告示第千四百十九号第六に定める構造方法

一 第四百二十九条の二の四第一項 平成十二年建設省告示第千三百八十八号に定める構造方法

二 第四百二十九条の二の五第二項第六号 昭和五十年建設省告示第千五百九十七号に定める構造方法

三 第四百二十九条の十三の三第十二項 平成十二年建設省告示第千四百二十八号に定める構造方法

第二 令第四百四十四条の二の表(三)の項の国土交通大臣が指定する構造方法は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる構造方法とする。

一 第四百四十四条第一号イ 平成十二年建設省告示第千四百十九号第一に定める構造方法

二 第四百四十四条第七号 平成十二年建設省告示第千四百十九号第五に定める構造方法

改 定 案

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第九十条、第九十二条、第九十六条及び第九十八条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質	炭素鋼		基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
	構造用鋼材	(略)	
ステンレス鋼	構造用鋼材	SUS三〇四A	二〇五
		SUS三一六A	
ステンレス鋼	構造用鋼材	SDP四	二二五
		SDP五	
ステンレス鋼	構造用鋼材	SUS三〇四N二A	二二五
		SDP六	

現 行 告 示

鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに材料強度の基準強度を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第九十条、第九十二条、第九十六条及び第九十八条の規定に基づき、鋼材等及び溶接部の許容応力度並びに鋼材等及び溶接部の材料強度の基準強度を次のように定める。

第一 鋼材等の許容応力度の基準強度

一 鋼材等の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値とする。

鋼材等の種類及び品質	炭素鋼		基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
	構造用鋼材	(略)	
ステンレス鋼	構造用鋼材	SUS三〇四A	二〇五
		SUS三一六A	
ステンレス鋼	構造用鋼材	SUS三〇四N二A	二二五
		(略)	

（傍線部分は改正部分）

	構造用ケーブル 二二〇	ボルト	A二一五〇 A四一五〇
		二二〇	JIS G三五五〇(構造用ステンレス鋼ワイヤロープ)―二〇〇 三の付表の区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重(単位 キロニュートン)に二分の千を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積(単位 平方ミリメートル)で除した数値
(略)	(略)	(略)	(略)
この表において、SKK四〇〇及びSKK四九〇は、JIS A五五二五(鋼管ぐい)―一九九四に定めるSKK四〇〇及びSKK四九〇を、SHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mは、JIS A五五二六(H形鋼ぐい)―一九九四に定めるSHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mを、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、JIS G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)―一九九五に定めるSS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇を、SM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)―一九九九に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇			

	ボルト 二二〇	ボルト	A二一五〇
		二二〇	JIS G三五五〇(構造用ステンレス鋼ワイヤロープ)―二〇〇 三の付表の区分に応じてそれぞれの表に掲げる破断荷重(単位 キロニュートン)に二分の千を乗じた数値を構造用ケーブルの種類及び形状に応じて求めた有効断面積(単位 平方ミリメートル)で除した数値
(略)	(略)	(略)	(略)
この表において、SKK四〇〇及びSKK四九〇は、JIS A五五二五(鋼管ぐい)―一九九四に定めるSKK四〇〇及びSKK四九〇を、SHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mは、JIS A五五二六(H形鋼ぐい)―一九九四に定めるSHK四〇〇、SHK四〇〇M及びSHK四九〇Mを、SS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇は、JIS G三二〇一(一般構造用圧延鋼材)―一九九五に定めるSS四〇〇、SS四九〇及びSS五四〇を、SM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇〇C、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cは、JIS G三二〇六(溶接構造用圧延鋼材)―一九九九に定めるSM四〇〇A、SM四〇〇B、SM四〇			

OC、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cを、SMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPは、JIS G三二一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）——一九九八に定めるSMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW及びSMA四九〇CPを、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三二一六（建築構造用圧延鋼材）——一九九四に定めるSN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cを、SNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bは、JIS G三二三八（建築構造用圧延棒鋼）——一九九六に定めるSNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bを、SGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇は、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるSGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇を、CGC四〇〇及びCGC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九四に定めるCGC四〇〇及びCGC四九〇を、SGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇は、JIS G三三二二（溶融五十五パーセントアルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるSGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇を、CGLC四〇〇及びCGLC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融五十五パーセントアルミニウム—亜鉛合金め

OC、SM四九〇A、SM四九〇B、SM四九〇C、SM四九〇YA、SM四九〇YB、SM五二〇B及びSM五二〇Cを、SMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CW、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPは、JIS G三二一四（溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材）——一九九八に定めるSMA四〇〇AW、SMA四〇〇AP、SMA四〇〇BW、SMA四〇〇BP、SMA四〇〇CP、SMA四九〇AW、SMA四九〇AP、SMA四九〇BW、SMA四九〇BP、SMA四九〇CW及びSMA四九〇CPを、SN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cは、JIS G三二一六（建築構造用圧延鋼材）——一九九四に定めるSN四〇〇A、SN四〇〇B、SN四〇〇C、SN四九〇B及びSN四九〇Cを、SNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bは、JIS G三二三八（建築構造用圧延棒鋼）——一九九六に定めるSNR四〇〇A、SNR四〇〇B及びSNR四九〇Bを、SGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇は、JIS G三三〇二（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるSGH四〇〇、SGC四〇〇、SGH四九〇及びSGC四九〇を、CGC四〇〇及びCGC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）——一九九四に定めるCGC四〇〇及びCGC四九〇を、SGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇は、JIS G三三二二（溶融五十五パーセントアルミニウム—亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）——一九九八に定めるSGLH四〇〇、SGLC四〇〇、SGLH四九〇及びSGLC四九〇を、CGLC四〇〇及びCGLC四九〇は、JIS G三三二二（塗装溶融五十五パーセントアルミニウム—亜鉛合金め

き鋼板及び鋼帯) — 一九九八に定めるCGLC四〇〇及びCGLC四九〇
 を、SSC四〇〇は、JIS G三三五〇(一般構造用軽量形鋼) — 一九
 八七に定めるSSC四〇〇を、SDP一T、SDP一TG、SDP二、S
 DP二G、SDP三、SDP四、SDP五及びSDP六は、JIS G三
 三五二(デッキプレート) — 二〇〇三に定めるSDP一T、SDP一TG
 、SDP二、SDP二G、SDP三、SDP四、SDP五及びSDP六を
 、SWH四〇〇及びSWH四〇〇Lは、JIS G三三三三(一般構造用
 溶接軽量H形鋼) — 一九九〇に定めるSWH四〇〇を、STK四〇〇及び
 STK四九〇は、JIS G三四四四(一般構造用炭素鋼管) — 一九九四
 に適合するSTK四〇〇及びSTK四九〇を、STKR四〇〇及びSTK
 R四九〇は、JIS G三四六六(一般構造用角形鋼管) — 一九八八に適
 合するSTKR四〇〇及びSTKR四九〇を、STKN四〇〇W、STK
 N四〇〇B及びSTKN四九〇Bは、JIS G三四七五(建築構造用炭
 素鋼管) — 一九九六に定めるSTKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びS
 TKN四九〇Bを、四・六、四・八、五・六、五・八及び六・八は、JI
 S B一〇五一(炭素鋼及び合金鋼製締結用部品の機械的性質—第一部：
 ボルト、ねじ及び植込みボルト) — 二〇〇〇に定める強度区分である四・
 六、四・八、五・六、五・八及び六・八を、SC四八〇は、JIS G五
 一〇一(炭素鋼鑄鋼品) — 一九九一に定めるSC四八〇を、SCW四一〇
 及びSCW四八〇は、JIS G五一〇二(溶接構造用鑄鋼品) — 一九九
 一に定めるSCW四一〇及びSCW四八〇を、SCW四一〇CF、SCW
 四八〇CF及びSCW四九〇CFは、JIS G五二〇一(溶接構造用遠
 心力鑄鋼管) — 一九九一に定めるSCW四一〇CF、SCW四八〇CF及
 びSCW四九〇CFを、SUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四
 N二A及びSCS一三A—CFは、JIS G四三二一(建築構造用ス

き鋼板及び鋼帯) — 一九九八に定めるCGLC四〇〇及びCGLC四九〇
 を、SSC四〇〇は、JIS G三三五〇(一般構造用軽量形鋼) — 一九
 八七に定めるSSC四〇〇を、SDP一T、SDP二、SDP二G及びS
 DP三は、JIS G三三五二(デッキプレート) — 一九七九に定めるS
 DP一T、SDP二、SDP二G及びSDP三を、SWH四〇〇及びSW
 H四〇〇Lは、JIS G三三三三(一般構造用溶接軽量H形鋼) — 一九
 九〇に定めるSWH四〇〇を、STK四〇〇及びSTK四九〇は、JIS
 G三四四四(一般構造用炭素鋼管) — 一九九四に定めるSTK四〇〇及
 びSTK四九〇を、STKR四〇〇及びSTKR四九〇は、JIS G三
 四六六(一般構造用角形鋼管) — 一九八八に定めるSTKR四〇〇及びS
 TKR四九〇を、STKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九
 〇Bは、JIS G三四七五(建築構造用炭素鋼管) — 一九九六に定める
 STKN四〇〇W、STKN四〇〇B及びSTKN四九〇Bを、四・六、
 四・八、五・六、五・八及び六・八は、JIS B一〇五一(炭素鋼及び
 合金鋼製締結用部品の機械的性質—第一部：ボルト、ねじ及び植込みボル
 ト) — 二〇〇〇に定める強度区分である四・六、四・八、五・六、五・八
 及び六・八を、SC四八〇は、JIS G五一〇一(炭素鋼鑄鋼品) — 一
 九九一に定めるSC四八〇を、SCW四一〇及びSCW四八〇は、JIS
 G五一〇二(溶接構造用鑄鋼品) — 一九九一に定めるSCW四一〇及び
 SCW四八〇を、SCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇
 CFは、JIS G五二〇一(溶接構造用遠心力鑄鋼管) — 一九九一に定
 めるSCW四一〇CF、SCW四八〇CF及びSCW四九〇CFを、SU
 S三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSCS一三A—
 CFは、JIS G四三二一(建築構造用ステンレス鋼材) — 二〇〇〇に
 定めるSUS三〇四A、SUS三二六A、SUS三〇四N二A及びSCS

ステンレス鋼材) —二〇〇〇に定める SUS 三〇四 A、SUS 三二六 A、SUS 三〇四 N 二 A 及び SCS 一三 A A—C F を、A 二—五〇及び A 四—五〇は、JIS B 一〇五四—一 (耐食ステンレス鋼製締結用部品の機械的性質—第一部: ボルト、ねじ及び植込みボルト) —二〇〇一に定める A 二—五〇及び A 四—五〇を、SR 二三五、SR 二九五、SD 二九五 A、SD 二九五 B、SD 三四五及び SD 三九〇は、JIS G 三一一二 (鉄筋コンクリート用棒鋼) —一九八七に定める SR 二三五、SR 二九五、SD 二九五 A、SD 二九五 B、SD 三四五及び SD 三九〇を、SR 二三五及び SD 二三五は、JIS G 三一一七 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) —一九八七に定める SRR 二三五及び SDR 二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

二・三 (略)

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値 (異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合には、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二号において同じ。) とする。

炭素鋼		鋼材等の種類及び品質	基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
構造用鋼材			
SDP—TG	SDP—T	(略)	(略)
鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの		(略)	二〇五

一三 A A—C F を、A 二—五〇は、JIS B 一〇五四 (ステンレス鋼製耐食ねじ部品の機械的性質) —一九九五に定める A 二—五〇を、SR 二三五、SR 二九五、SD 二九五 A、SD 二九五 B、SD 三四五及び SD 三九〇は、JIS G 三一一二 (鉄筋コンクリート用棒鋼) —一九八七に定める SR 二三五、SR 二九五、SD 二九五 A、SD 二九五 B、SD 三四五及び SD 三九〇を、SR 二三五及び SDR 二三五は、JIS G 三一一七 (鉄筋コンクリート用再生棒鋼) —一九八七に定める SRR 二三五及び SDR 二三五を、それぞれ表すものとする。以下第二の表において同様とする。

二・三 (略)

第二 溶接部の許容応力度の基準強度

一 溶接部の許容応力度の基準強度は、次号に定めるもののほか、次の表の数値 (異なる種類又は品質の鋼材を溶接する場合には、接合される鋼材の基準強度のうち小さい値となる数値。次号並びに第四第一号本文及び第二号において同じ。) とする。

炭素鋼		鋼材等の種類及び品質	基準強度 (単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
構造用鋼材			
SDP—T	(略)	(略)	(略)
鋼材の厚さが四十ミリメートル以下のもの		(略)	二〇五

第三・第四 (略)

二 (略)

(略)	ステン レス鋼				(略)	(略)	
	铸鋼	鋼材 構造用		铸鋼			
(略)	(略)	SDP六	SUS三〇四N二A	SDP四 SDP五	SUS三〇四A SUS三一六A	(略)	(略)
(略)	(略)					(略)	(略)
			三三五		二三五	(略)	(略)

第三・第四 (略)

二 (略)

(略)	ステン レス鋼				(略)	(略)	
	铸鋼	鋼材 構造用		铸鋼			
(略)	(略)	SUS三〇四N二A		SUS三〇四A SUS三一六A	(略)	(略)	
(略)	(略)				(略)	(略)	
			三三五		二三五	(略)	(略)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材(以下「集成材等」という。)の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの(以下「タッピンねじ等」という。)の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手を用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、組積体(鉄筋コンクリート)の圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体(鉄筋コンクリート)組積体を含む。以下同じ。)の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート</p>	<p>特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件</p> <p>建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九十四条の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の許容応力度、集成材及び構造用単板積層材(以下「集成材等」という。)の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の許容応力度、鋼材等の支圧、鋼材等の圧縮材の座屈及び鋼材等の曲げ材の座屈の許容応力度、溶融亜鉛メッキ等を施した高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度、ターンバックルの引張りの許容応力度、高強度鉄筋の許容応力度、タッピンねじその他これに類するもの(以下「タッピンねじ等」という。)の許容応力度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目の断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈、アルミニウム合金材の曲げ材の座屈、アルミニウム合金材の高力ボルト摩擦接合部及びタッピンねじ又はドリリングタッピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、トラス用機械式継手を用いたアルミニウム合金材の接合部の許容応力度、組積体(鉄筋コンクリート)の圧縮、せん断及び付着の許容応力度、組積体(鉄筋コンクリート)組積体を含む。以下同じ。)の圧縮及びせん断並びに鉄筋コンクリート</p>

ト組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同條第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八條第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の許容応力度、炭素繊維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの許容応力度、緊張材の引張りの許容応力度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九條の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タップピン、ねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタップピンねじ又はドリリングタップピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同條第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八條第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度、あと施工アンカーの接合部の引張り及びせん断の材料強度、炭素繊維

組積体の付着の許容応力度、鉄線の引張りの許容応力度並びに同令第六十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた鋼材の接合、同條第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八條第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の許容応力度（以下「特殊な許容応力度」という。）並びに同令第九十九條の規定に基づき、木材のめりこみ及び木材の圧縮材の座屈の材料強度、集成材等の繊維方向、集成材等のめりこみ及び集成材等の圧縮材の座屈の材料強度、鋼材等の支圧及び鋼材等の圧縮材の座屈の材料強度、ターンバックルの引張りの材料強度、高強度鉄筋の材料強度、タップピンねじ等の材料強度、アルミニウム合金材、アルミニウム合金材の溶接継目のど断面、アルミニウム合金材の支圧、アルミニウム合金材の圧縮材の座屈及びタップピンねじ又はドリリングタップピンねじを用いたアルミニウム合金材の接合部の材料強度、トラス用機械式継手の材料強度並びにコンクリート充填鋼管造の鋼管の内部に充填されたコンクリートの圧縮、せん断及び付着の材料強度、鉄筋コンクリート組積体の圧縮の材料強度、鉄線の引張りの材料強度並びに同令第六十七條第一項の国土交通大臣の認定を受けた接合、同條第二項の国土交通大臣の認定を受けた継手又は仕口及び同令第六十八條第三項の国土交通大臣の認定を受けた高力ボルト接合の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める

維、アラミド繊維その他これらに類する材料の引張りの材料強度、緊張材の引張りの材料強度、軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮の材料強度（以下「特殊な材料強度」という。）をそれぞれ次のように定める。

第一 特殊な許容応力度

一〇十四 (略)

十五 あと施工アンカーに丸鋼を用いる場合のコンクリートの付着の許容応力度は、丸鋼の使用位置及び令第七十四条第一項第二号に規定するコンクリートの設計基準強度（以下「設計基準強度」という。）に
 応じ、それぞれ次の表に掲げる式によって計算した数値としなければ
 ならない。ただし、コンクリート中に設置した丸鋼の引抜きに関する
 実験によって付着強度を確認した場合には、当該付着強度の三分
 分の一の数値とすることができる。

(一)	丸鋼の使用位置	長期に生ずる力に対する付着の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する付着の許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
	はりの上端	$(4/100)F$ 又は 0.9 のうち小さい数値	長期に生ずる力に対する付着の許容応力度の数値の二倍とする。

第一 特殊な許容応力度

一〇十四 (略)

(二)	
置	(一)に示す位 置以外の位 のうち小さい数値
この表において、Fは、設計基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）を表すものとする。	

十六 (略)

十七 緊張材の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。

緊張材の種類	長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）	短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）
	径が十三ミリメートル以下のねじ切り鋼棒	0.65Fu又は0.75Fuのうち小さい方の数値
その他の緊張材	0.7Fu又は0.8Fyのうち小さい方の数値	

この表において、Fu及びFyは、それぞれ次の表に掲げる引張強さ及び耐力を表すものとする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた緊張材の引張強さ及び耐力は、その種類及び品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

十五 (略)

線		鋼								単		緊張材の種類及び品質						
線	二本より	異形線								丸線及び								
二N、S	SWPR	一BL	SWPR	一BN、	SWPR	L	WPD1	1N、S	SWPD	一AL、	SWPR	一AN、	SWPR	径が五ミリメ	引張強さ(單位)	一平方ミ	耐力(單位)	一平方ミ
一トル二本よ	二・九ミリメ	一トルのもの	径が八ミリメ	一トルのもの	径が七ミリメ	一トルのもの	径が五ミリメ	一トルのもの	径が九ミリメ	一トルのもの	径が八ミリメ	一トルのもの	径が七ミリメ	一トルのもの	一、六二〇	リメートルに	一、四二〇	リメートル
	一、九三〇	一、五七〇	一、六一五	一、七二〇	一、四二〇	一、四七〇	一、五一五	一、四七〇	一、二七五	一、三二五	一、三二五	一、四二〇	一、七二〇	つきニュートン	一、三二五	一、三二五	一、三二五	一、三二五
	一、七二〇	一、三七五	一、四二五	一、五二〇	一、二二五	一、二七五	一、三二五	一、三二五	一、三二五	一、三二五	一、三二五	一、四二〇	一、七二〇	一トル	一、三二五	一、三二五	一、三二五	一、三二五

線				線									
七本より				三本より									
七BL	SWPR	七BN	SWPR	七AL	SWPR	七AN	SWPR	L	WPD三	三N、S	SWPD	L	WPR二
十二・七ミリ	り	十一・一ミリ	九・五ミリメ	り	十二・四ミリ	り	十・八ミリメ	九・三ミリメ	り	ト三本よ	二・九ミリメ	り	り
一、八五〇		一、八六〇	一、八六〇		一、七二〇		一、七二〇	一、七二〇			一、九二五		
一、五八〇		一、五九〇	一、五八〇		一、四六〇		一、四六〇	一、四六〇			一、七〇五		

鋼 棒																					
P C 鋼棒		り線 十九本よ																			
785 / 1030	S B P R	十九 L S W P R 十九 N、 S W P R																			
メートル以下	径が四〇ミリ	本より	リメートル十九	二十八・六ミ	本より	リメートル十九	二十一・八ミ	より	メートル十九本	二十・三ミリ	より	メートル十九本	十九・三ミリ	より	メートル十九本	十七・八ミリ	り	メートル七本よ	十五・二ミリ	り	メートル七本よ
	一、〇三〇			一、七八〇			一、八三〇			一、八二五			一、八五〇			一、八五五			一、八八〇		
	七八五			一、五一五			一、五八〇			一、五五五			一、五八五			一、五八〇			一、六〇〇		

この表において、単一鋼線、鋼より線で示される緊張材の種類は、それぞれ JIS G 三三三六 (PC 鋼線及び PC 鋼より線) 一九九九に定める緊張材の種類を、PC 鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G 三三〇九 (PC 鋼棒) 一九九四に定める緊張材の種類を、細径異形 PC 鋼棒で示される緊張材の種類は、JIS G 三三三七 (細径異形 PC 鋼棒) 一九九四に定める緊張材の種類をそれぞれ表すものとする。	細径異形 PC 鋼棒		1080		1080		930		930			
	／	N (L) 1275	S B P D	／	N (L) 1080	S B P D	／	N (L) 930	S B P D	／	N (L) 1080	S B P R
												径が十三ミリメートル以下のもの
		一、四二〇			一、一三〇				一、〇八〇			一、〇八〇
		一、二七五			一、〇八〇				一、〇八〇			九三〇

十八 軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度は、次の表の数値によらなければならない。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けた軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮及びせん断の許容応力度にあつては、その品質に応じてそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする

長期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)		短期に生ずる力に対する引張りの許容応力度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)	
圧縮	せん断	圧縮	せん断
一・三	〇・〇八	二・〇	〇・二二

第二 特殊な材料強度

一〇十三 (略)

十四 あと施工アンカーに丸鋼を用いる場合のコンクリートの付着の材料強度は、第一第十五号の表に規定する長期に生ずる力に対する付着の許容応力度の数値の三倍の数値としなければならない。

十五 (略)

十六 緊張材の材料強度は、第一第十六号の表に規定する耐力の数値によらなければならない。

第二 特殊な材料強度

一〇十四 (略)

十四 (略)

十七 軽量気泡コンクリートパネルに使用する軽量気泡コンクリートの圧縮の材料強度は、第一第十七号の表に規定する短期に生ずる力に對する圧縮の許容応力度の数値の一・五倍としなければならない。

第三 基準強度

一〇三 (略)

四 第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたターンバックルの基準強度にあつては、その品質に於てそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

品 質	基準強度(単位 一平方ミリメートル につきニュートン)
	一三五五
ターンバックル	一三五五
この表において、ターンバックルは、日本工業規格(以下「JIS」という。) A五五四〇(建築用ターンバックル)―二〇〇三、JIS A五五四一(建築用ターンバックル胴)―二〇〇三及びJIS A五五四二(建築用ターンバックルボルト)―二〇〇三に規定するターンバックルを表すものとする。	

五〇八 (略)

第三 基準強度

一〇三 (略)

四 第一第五号に規定するターンバックルの基準強度は、次の表の数値とする。ただし、法第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたターンバックルの基準強度にあつては、その品質に於てそれぞれ国土交通大臣が指定した数値とする。

品 質	基準強度(単位 一平方ミリメートル につきニュートン)
	一三五五
ターンバックル	一三五五
この表において、ターンバックルは、日本工業規格(以下「JIS」という。) A五五四〇(建築用ターンバックル)―一九八二、JIS A五五四一(建築用ターンバックル胴)―一九九三及びJIS A五五四二(建築用ターンバックルボルト)―一九九三に規定するターンバックルを表すものとする。	

五〇八 (略)

改正案

現行告示

構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件

構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）により設けられるものを用いる場合における国土交通大臣が定める技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を次のように定める。

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法（木材を使用した枠組に構造用合板その他これに類するものを打ち付けることにより、壁及び床版を設ける工法をいう。）により設けられるものを用いる場合における国土交通大臣が定める技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を次のように定める。

第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

一〜三 (略)

一〜三 (略)

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇五、二〇六、二〇八、三〇四、三〇六、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとする。

四 耐力壁の下枠、たて枠及び上枠の寸法は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材規格」という。）に規定する寸法型式二〇四、二〇六、二〇八、四〇四、四〇六若しくは四〇八に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅八十九ミリメートル以上のものであって、かつ、下枠、たて枠若しくは上枠と床版の枠組材、頭つなぎ、まぐさ受け若しくは筋かいの両端部との緊結及び下枠若しくは上枠とたて枠との緊結に支障がないものとしなければならない。

いものとしなければならない。

五 各階の張り間方向及びびけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はびけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一	
耐力壁の種類	倍率

い。

五 各階の張り間方向及びびけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はびけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一	
耐力壁の種類	倍率

(二)	(一)
(略)	<p>構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。）に規定する特類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下同じ。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第千三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。）、ハードボード（日本工業規格（以下「JIS」という。）A五九〇五（繊維版）——一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード（JIS A五九〇八（パーティクルボード）——一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四——一〇タイプ、一七・五——一〇・五タイプ又は三〇——一五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
(略)	三

(二)	(一)
(略)	<p>構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和四十四年農林水産省告示第千三百七十一号。以下「構造用合板規格」という。）に規定する特類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下同じ。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第千三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。）、ハードボード（日本工業規格（以下「JIS」という。）A五九〇五（繊維版）——一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード（JIS A五九〇八（パーティクルボード）——一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四——一〇タイプ、一七・五——一〇・五タイプ又は三〇——一五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上ものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
(略)	三

<p>(三) 構造用せつこうボードA種 (JIS A六九〇一) (せつこうボード製品) — 二〇〇五に規定する構造用せつこうボードA種をいう。以下同じ。) のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(四) 構造用せつこうボードB種 (JIS A六九〇一) (せつこうボード製品) — 二〇〇五に規定する構造用せつこうボードA種をいう。以下同じ。) のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はフレキシブル板 (JIS A五四三〇 (繊維強化セメント板) — 二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。) のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(五) 強化せつこうボード (JIS A六九〇一) (せつこうボード製品) — 二〇〇五に規定する強化せつこうボードをいう。以下同じ。) のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(六) せつこうボード (JIS A六九〇一) (せつこうボード製品) — 二〇〇五に規定するせつこうボードをいう。以下同じ。) のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシーリングボード (JIS A五九〇五 (繊維板) — 一九九四に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。) のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>一・七</p>	<p>一・五</p>	<p>一・三</p>	<p>一</p>

	<p>(三) フレキシブル板 (JIS A五四三〇 (繊維強化セメント板) — 二〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ。) のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>		<p>(四) せつこうボード (JIS A六九〇一) (せつこうボード製品) — 一九九四に規定するせつこうボードをいう。以下同じ。) のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシーリングボード (JIS A五九〇五 (繊維板) — 一九九四に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。) のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
	<p>一・五</p>		<p>一</p>

表一―二		
(二)	(一)	
(略)	(略)	耐力壁の種類
(略)	(略)	倍率

(九)	(八)	(七)
(一)から(七)までに掲げる耐力壁と(八)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	耐力壁
(一)から(七)までのそれぞれの数値と(八)の数値との和(五)を超えるときは、五	○・五	(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和(五)を超えるときは、五

表一―二		
(二)	(一)	
(略)	(略)	耐力壁の種類
(略)	(略)	倍率

(七)	(六)	(五)
(一)から(五)までに掲げる耐力壁と(六)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	耐力壁
(一)から(五)までのそれぞれの数値と(六)の数値との和(五)を超えるときは、五	○・五	(一)から(四)までのそれぞれの数値と(一)から(四)までのそれぞれの数値との和(五)を超えるときは、五

(九)	(八)	(七)	(六)	(五)	(四)	(三)
厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	耐力壁 厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上）を片側全面に打ち付けた耐力壁	強化せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上）を片側全面に打ち付けた耐力壁	せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	構造用せつこうボードA種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	(略)
〇・五	一	一・三	一・五	一・七	(略)	(略)

(七)	(六)	(五)	(四)	(三)
厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	シーシングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上）を片側全面に打ち付けた耐力壁	せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁	(略)	(略)
〇・五	一	一・五	(略)	(略)

(十)	(十一)	(十二)
	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	(一)から(九)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁
(一)から(十)までのそれぞれの数値と(十)の数値との和(五)を超えるときは、(五)	○・五	(一)から(九)までのそれぞれの数値と(一)から(九)までのそれぞれの数値との和(五)を超えるときは、(五)

表二・表三 (略)

六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル(床版の枠組材と床材とを緊結

(十一)	(十二)	(十三)
	厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	(一)から(七)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁
(一)から(十一)までのそれぞれの数値と(十一)の数値との和(五)を超えるときは、(五)	○・五	(一)から(七)までのそれぞれの数値と(一)から(七)までのそれぞれの数値との和(五)を超えるときは、(五)

表二・表三 (略)

六 耐力壁線相互の距離は十二メートル以下とし、かつ、耐力壁線により囲まれた部分の水平投影面積は四十平方メートル(床版の枠組材と床材とを緊結

する部分を構造耐力上有効に補強した場合には六十平方メートル）以下としなければならない。ただし、床版の枠組材と床材とを緊結する部分を構造耐力上有効に補強した場合には、当該水平投影面積を六十平方メートル以下（耐力壁線により囲まれた部分の長辺の長さに対する短辺の長さの比が二分の一を超える場合にあっては七十二平方メートル）とすることができる。

七 外壁の耐力壁線相互の交さる部分（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、三〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合には、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該耐力壁に木質断熱複合パネルを用いる場合を除き、当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル

する部分を構造耐力上有効に補強した場合には六十平方メートル）以下としなければならない。

七 外壁の耐力壁線相互の交さる部分（以下この号において「交さ部」という。）には、長さ九十センチメートル以上の耐力壁を一以上設けなければならない。ただし、交さ部を構造耐力上有効に補強した場合において、交さ部に接する開口部又は交さ部からの距離が九十センチメートル未満の開口部で、幅（交さ部から開口部までの距離を含み、外壁の双方に開口部を設ける場合は、それらの幅の合計とする。）が四メートル以下のものを設けるときは、この限りでない。

八 耐力壁のたて枠相互の間隔は、次の表に掲げる数値以下（たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六又は四〇六に適合する製材を使用する耐力壁については、五十センチメートル（当該耐力壁を三階建ての建築物の三階、二階建ての建築物の二階又は平屋建ての建築物に用いる場合には、六十五センチメートル）以下、たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇八又は四〇八に適合する製材を使用する耐力壁については六十五センチメートル以下）としなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、たて枠相互の間隔は、当該計算に用いた数値（当該数値が六十五センチメートルを超えるときは、六十五センチメートル）とすることができる。この場合において、同条各号中「構造

ル)とすることができる。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

(表 略)

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四、二〇五又は三〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四又は三〇四に適合する製材を二本以上

ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、三〇六、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ イ及びピロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

十、十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確か

耐力上主要な部分」とあるのは、「耐力壁」と読み替えて計算を行うものとする。

(表 略)

九 各耐力壁の隅角部及び交さ部には次に定めるところによりたて枠を用いるものとし、当該たて枠は相互に構造耐力上有効に緊結しなければならない。

イ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材のみを使用し、かつ、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇四に適合する製材を二本以上

ロ たて枠に枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材を使用し、耐力壁のたて枠相互の間隔が前号の表に掲げる数値以下となる耐力壁に使用する場合にあつては、枠組壁工法構造用製材規格に規定する寸法型式二〇六、二〇八、四〇四、四〇六又は四〇八に適合する製材をそれぞれ二本以上

ハ イ及びピロ以外の場合にあつては、次に定めるところによる。

(1)・(2) (略)

十、十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確か

められた場合においては、この限りでない。

(二)				(一)				緊結する部分	種類	くぎの本数	くぎの間隔	許容せん断耐力	
その他 の階		下枠と 床版の 枠組材		三階建 ての建 築物の 一階		たて枠と上枠又 は下枠							
B N 九〇	○ C N Z 九	C N 九〇	B N 九〇	○ C N Z 九	C N 九〇	B N 六五	B N 七五	五 C N 九〇 C N 六五 C N Z 六	五 C N 七五 C N Z 七	○ C N Z 九	C N 九〇	二本	一箇所当 たり千ニ ユートン
一	一	一	一	一	一	四本	三本	三本	三本	二本	二本	一	一箇所当 たり千ニ ユートン
以下	三十四センチメートル以下	五十センチメートル以下	十七センチメートル以下	二十五センチメートル以下	二十五センチメートル以下								
ト	百ニユートン	一箇所当 たり千六	ト	たり三千 二百ニユートン	一箇所当 たり三千 二百ニユートン								

められた場合においては、この限りでない。

(二)				(一)				緊結する部分	種類	くぎの本数	くぎの間隔	許容せん断耐力
その他 の階		下枠と 床版の 枠組材		三階建 ての建 築物の 一階		たて枠と上枠又 は下枠						
B N 九〇		C N 九〇	B N 九〇	C N 九〇	B N 六五	B N 七五	C N 九〇 C N 六五 B N 七五	C N 七五 B N 九〇	C N 九〇	二本	一	一箇所当 たり千ニ ユートン
一	一	一	一	一	四本	三本	三本	三本	二本	二本	一	一箇所当 たり千ニ ユートン
メートル以下	三十四センチメートル以下	五十センチメートル以下	十七センチメートル以下	二十五センチメートル以下								
ト	百ニユートン	一箇所当 たり千六	ト	たり三千 二百ニユートン	一箇所当 たり三千 二百ニユートン							

(四)		(三)	
たて枠とたて枠 又はまぐさ受け		上枠と頭つなぎ	
BN七五	五 CN七五 CN七 Z七	BN九〇	○ CN九〇 CN九 Z九
下 二十センチ メートル以	下 三十センチ メートル以	三十四センチ メートル 以下	五十センチ メートル以 下
一箇所当 たり二千 二百ニユ ートン		百ニユ ー トン	一箇所当 たり千六 百ニユ ー トン

(四)		(三)	
たて枠とたて枠 又はまぐさ受け		上枠と頭つなぎ	
BN七五	CN七五	BN九〇	CN九〇
下 二十センチ メートル以	下 三十センチ メートル以	三十四センチ メートル 以下	五十センチ メートル以 下
一箇所当 たり二千 二百ニユ ートン		百ニユ ー トン	一箇所当 たり千六 百ニユ ー トン

(五)		壁の枠組材と筋 かい両端部	
		五	CN六五 CNZ六
BN六五	下枠、た て枠及び 上枠 二本	下枠、た て枠及び 上枠 二本	

この表において、くぎの種類欄に掲げる記号は、JIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定する規格を表すものとする。以下第二第七号の表において同様とする。

壁材の種類	構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート	
	ねじの種類	くぎ又はねじの種類
ねじの本数	○	CN五〇 CNZ五
		BN五〇
くぎ又はねじの間隔	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	

十六 壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げる通り緊結しなければならない。

(五)		壁の枠組材と筋 かい両端部	
		BN六五	CN六五
BN六五	下枠、た て枠及び 上枠 二本	下枠、た て枠及び 上枠 二本	

この表において、くぎの種類欄に掲げる記号は、JIS A五五〇八（くぎ）―一九九二に規定する規格を表すものとする。以下第二第七号の表において同様とする。

壁材の種類	構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート	
	ねじの種類	くぎ又はねじの種類
ねじの本数	○	CN五〇
		BN五〇
くぎ又はねじの間隔	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	

十六 壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げる通り緊結しなければならない。

製材	(略)							
	<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>CN五〇</td> <td rowspan="2">下枠、たて枠及び上枠二本</td> </tr> <tr> <td>CNZ五〇</td> <td></td> </tr> </table>	○	CN五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	CNZ五〇		<table border="1"> <tr> <td>BN五〇</td> <td>下枠、たて枠及び上枠二本</td> </tr> </table>	BN五〇
○	CN五〇	下枠、たて枠及び上枠二本						
CNZ五〇								
BN五〇	下枠、たて枠及び上枠二本							
<p>この表において、SNF四五、CN五〇、CNZ五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八(くぎ)―一二〇〇五に規定するSNF四五、CN五〇、CNZ五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、JIS B一一二(十字穴付き木ねじ)―一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さ、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSNは、JIS B一一二五(ドリリングタツピンねじ)―二〇〇三に適合するドリリングタツピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さ、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のものを表すものとする。</p>								

十七 (略)

九

第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定す

製材	(略)							
	<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>CN五〇</td> <td rowspan="2">下枠、たて枠及び上枠二本</td> </tr> <tr> <td>BN五〇</td> <td></td> </tr> </table>	○	CN五〇	下枠、たて枠及び上枠二本	BN五〇		<table border="1"> <tr> <td>BN五〇</td> <td>下枠、たて枠及び上枠二本</td> </tr> </table>	BN五〇
○	CN五〇	下枠、たて枠及び上枠二本						
BN五〇								
BN五〇	下枠、たて枠及び上枠二本							
<p>この表において、SNF四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八(くぎ)―一九九二に規定するSNF四五、CN五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、JIS B一一二(十字穴付き木ねじ)―一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さ、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSNは、JIS B一一二五(ドリリングタツピンねじ)―一九九五に適合するドリリングタツピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さ、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のものを表すものとする。</p>								

十七 (略)

九

第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。

- 一 床根太、端根太及び側根太の寸法は、枠組壁工法構造用製材規格に規定す

る寸法型式二〇六、二〇八、二一〇、二一二若しくは三〇六に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであつて、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二〇六 (略)

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(二)	(一)	緊結する方法		
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔
端根太又は側根太と土台との建築	床根太と土台又は頭つなぎ	CN七五	二本	二十五センチメートル以下
		CN七五 五	三本	
		CN七五 五		
端根太又は側根太と土台との建築	床根太と土台又は頭つなぎ	CN六五	四本	二十五センチメートル以下
		CN七五 五		
端根太又は側根太と土台との建築	床根太と土台又は頭つなぎ	CN七五	三本	二十五センチメートル以下
		CN七五 五		

る寸法型式二〇六、二〇八、二一〇若しくは二一二に適合するもの又は厚さ三十八ミリメートル以上で幅百四十ミリメートル以上のものであつて、かつ、床根太、端根太若しくは側根太と土台、頭つなぎ若しくは床材との緊結に支障がないものとしなければならない。

二〇六 (略)

七 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(二)	(一)	緊結の方法		
		くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔
端根太又は側根太と土台との建築	床根太と土台又は頭つなぎ	CN七五	二本	二十五センチメートル以下
		CN七五 五	三本	
		CN七五 五		
端根太又は側根太と土台との建築	床根太と土台又は頭つなぎ	CN六五	四本	二十五センチメートル以下
		CN七五 五		
端根太又は側根太と土台との建築	床根太と土台又は頭つなぎ	CN七五	三本	二十五センチメートル以下
		CN七五 五		

(三)													
床版の型枠材と床材		床材の外周部分		その他		その他		その他		その他		その他	
CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇
十五センチメートル以下	十センチメートル以下	二十センチメートル以下	十五センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下
一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン

八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号及び第三号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。こ

(三)													
床版の型枠材と床材		床材の外周部分		その他		その他		その他		その他		その他	
CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇	CN五〇
十五センチメートル以下	十センチメートル以下	二十センチメートル以下	十五センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下	三十センチメートル以下
一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン	一箇所当たり千八百ニュートン

八 二階以上の床版を鉄筋コンクリート造とする場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の三に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。

九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。こ

の場合において、同条各号中「構造耐力上必要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ〜ハ (略)

二 床版に木質接着パネル（平成十二年建設省告示第四百四十六号第一節十三号に規定する木質接着パネルをいう。）を使用する場合

ホ・ヘ (略)

第三 第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第二の規定（第二第一号の規定を除く。）は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1)〜(4) (略)

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

ロ (略)

の場合において、同条各号中「構造耐力上必要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。

イ〜ハ (略)

二・ホ (略)

第三 第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一 次のイ及びロに該当する建築物等については、第一及び第二の規定（第二第一号の規定を除く。）は適用しない。

イ 次の(1)から(5)までに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられたもの

(1)〜(4) (略)

(5) 建築物等の地上部分について、令第八十二条の四各号に定めるところによること。この場合において、耐力壁に木質接着複合パネルを用いる場合にあつては、同条第二号中「各階の構造特性を表すものとして、特定建築物の構造耐力上主要な部分の構造方法に応じた減衰性及び各階の靱性を考慮して国土交通大臣が定める数値」とあるのは、「〇・五五以上の数値。ただし、当該建築物の振動に関する減衰性及び当該階の靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出した数値によることができる。」と読み替えるものとする。

ロ (略)

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ（略）

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の六第二号ロに定めるところによること。

二 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第九号、第十一号、第十五号及び第十六号並びに第二第三号（床根太の間隔を一メートル以下とした場合に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二第二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ（略）

ロ 建築物等の地上部分について、令第八十二条の三第二号に定めるところによること。

二 第一号イ(1)及び(2)に定めるところにより行う構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第十五号及び第十六号並びに第二第七号の規定は適用しない。

改正案

現行告示

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する
 帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建
 築物の基礎の補強に関する基準を定める件

建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する
 帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建
 築物の基礎の補強に関する基準を定める件

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二第一
 号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外
 に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一に、並
 びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第二に定める。
 ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認
 める基準によつて建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準による
 ことができる。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三百三十七条の二第一
 号イの規定に基づき、建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外
 に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準を第一に、並
 びに同号ロの規定に基づき、建築物の基礎の補強に関する基準を第二に定める。
 ただし、国土交通大臣がこの基準の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認
 める基準によつて建築物の増築又は改築を行う場合においては、当該基準による
 ことができる。

第一 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁（
 以下「屋根ふき材等」という。）の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関
 する基準は、次の各号に定めるところによる。

第一 建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁（
 以下「屋根ふき材等」という。）の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関
 する基準は、次の各号に定めるところによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからハまでに定めると
 ころによる。

一 建築物の構造耐力上主要な部分については、次のイからハまでに定めると
 ころによる。

イ (略)

イ (略)

ロ 地震に対して、建築物全体（令第三百三十七条の十四第一号に規定する部
 分（以下この号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築
 をする部分以外の独立部分を除く。ハにおいて同じ。）が法第二十条第一

ロ 地震に対して、建築物全体（令第三百三十七条の十四第一号に規定する部
 分（以下この号において「独立部分」という。）であつて、増築又は改築
 をする部分以外の独立部分を除く。ハにおいて同じ。）が令第三章第八節

号後段、第二号イ後段及び第三号イ後段に規定する構造計算（それぞれ地

第一款の二に規定する許容応力度等計算（地震に係る部分に限る。）によ

震に係る部分に限る。) によつて構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあつては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成十八年国土交通省告示第百八十五号に定める基準によつて地震に対して安全な構造であることを確かめることができるものとする。

ハ (略)

二 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第百二十九条の二の四第三号の規定に適合すること。

ロ (略)

ハ 建築物に設ける昇降機は、令第百二十九条の四及び令第百二十九条の五(これらの規定を令第百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。)、令第百二十九条の六第一号並びに令第百二十九条の八第一項の規定に適合すること。

三 (略)

第二 (略)

つて構造耐力上安全であることを確かめること。ただし、新たにエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法を設けることにより建築物を二以上の独立部分に分ける場合にあつては、増築又は改築をする独立部分以外の独立部分について平成七年建設省告示第千九十九号に定める基準によつて地震に対して安全な構造であることを確かめることができるものとする。

ハ (略)

二 建築設備については、次のイからハまでに定めるところによる。

イ 屋上から突出する水槽、煙突その他これらに類するものは、令第百二十九条の二の四各項の規定に適合すること。

ロ (略)

ハ 建築物に設ける昇降機は、令第百二十九条の四(令第百二十九条の十二第二項において準用する場合を含む。)、令第百二十九条の六第一号、令第百二十九条の七第四号及び令第百二十九条の八第一項の規定に適合すること。

三 (略)

第二 (略)

改正案

現行告示

エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件

エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等の構造計算を定める件

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第二項第一号ロの規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次のように定める。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第八十一条第一項ただし書の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に建築物の安全性を確かめることができる構造計算を次のように定める。

第一〇第九 (略)

第一〇第九 (略)